

バレアレス諸島(スペイン)における地域主義とカタルーニャ主義の葛藤
—地中海島嶼領域における地域主義についての比較研究

長谷川秀樹

Conflict between Regionalism and Catalanism on Balearic Islands (Spain)
:Comparative Study on Regionalism of Mediterranean Insular Regions

Hideki Hasegawa

はじめに

本稿はヨーロッパ周縁部における「地域主義(regionalism)」のありかたについて、スペインの島嶼地域であるバレアレス諸島自治州を中心に、地中海島嶼地域を事例に考察するものである。

本稿の題にも含まれている「地域主義」という概念は、ヨーロッパという文脈以外においても見聞する機会が多いことから、ヨーロッパ特有の理念という訳ではない。「地域主義」とは、何かに対して「地域」の優先性を説く考えや思想、あるいは行動原則だと言えるが、そもそも「地域」という地理的空間の範囲が多義的である以上、その概念や「主義」に含まれる思想・潮流もまた多種多様なものと言わざるを得ない¹。

よって本稿では、ヨーロッパにおける「地域主義」について「地域」の定義も含め、類似の概念との異同もしくは包含関係を分析したうえで、バレアレス諸島を中心とする「島嶼地域」における地域主義を取り上げる意味と方向性について考察したい。

第1章 ヨーロッパにおける地域と地域主義

第1節 ヨーロッパにおける「地域」とは

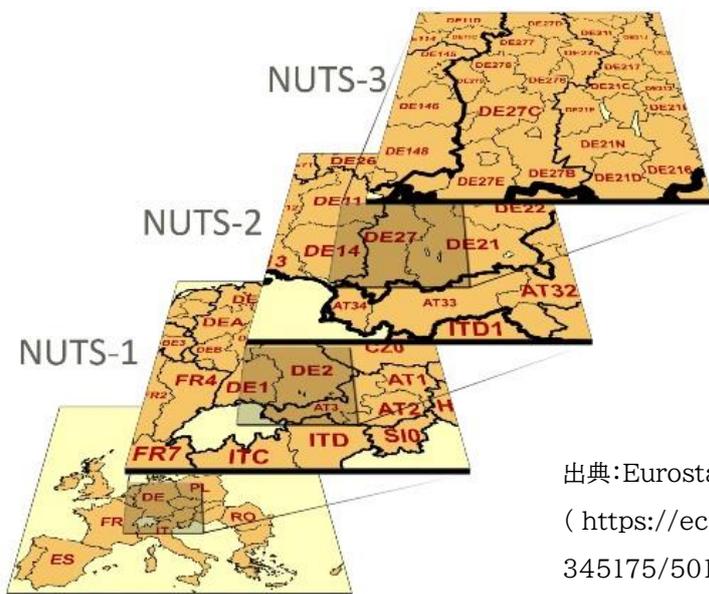
ヨーロッパにおける「地域(region)」とは何かについて考察することが、ヨーロッパにおける地域主義とは何かを明らかにする不可避の手段である。

そうした中、EU(欧州連合)及びその統計機関であるEurostatが定める「地域」の定義と区分がこんにちの欧州社会の「地域」概念に大きい影響を与えていることをまず言及する必要がある。超国家組織EUには、地域委員会(Commission of the Regions)、地域・都市政策総局(Directorate-General of Regional and Urban Policy :DG Regio)、欧州地域開発基金(European Regional Development Fund :ERDF)など「地域」を冠する組織や制度が多数見られるが、この場合の「地域」とは漠然とした空間ではなく、Eurostat が定めた具体的な

¹ 国際政治経済学分野における「地域主義」とは、「世界」や「国際社会」に対して「東アジア」(大賀[2010])や「ラテンアメリカ(中南米)」(渡部・増島[2019])、「オセアニア(もしくは太平洋諸島)」(黒崎[2016])といった地理的に近接する複数国からなる範囲、あるいは大陸州を「地域」と見なしてその優先性を説き、地域統合や経済連携あるいは自由貿易圏の文脈において論じられる。一方、経済学者玉野井芳郎(1918-1985)の掲げる「地域主義」(玉野井[1979])においては、中央集権国家日本や資本主義経済に対して市町村レベルの自治体やさらにはそれよりも狭域の「まち」や「集落」、「ムラ」の優先性を掲げ、エコロジーや市場原理転換、地方分権の文脈で論じられる。両者の「地域主義」は単に地理的空間の規模が違うだけでなく、経済や貿易体制の姿勢では対立的でさえあると言える。

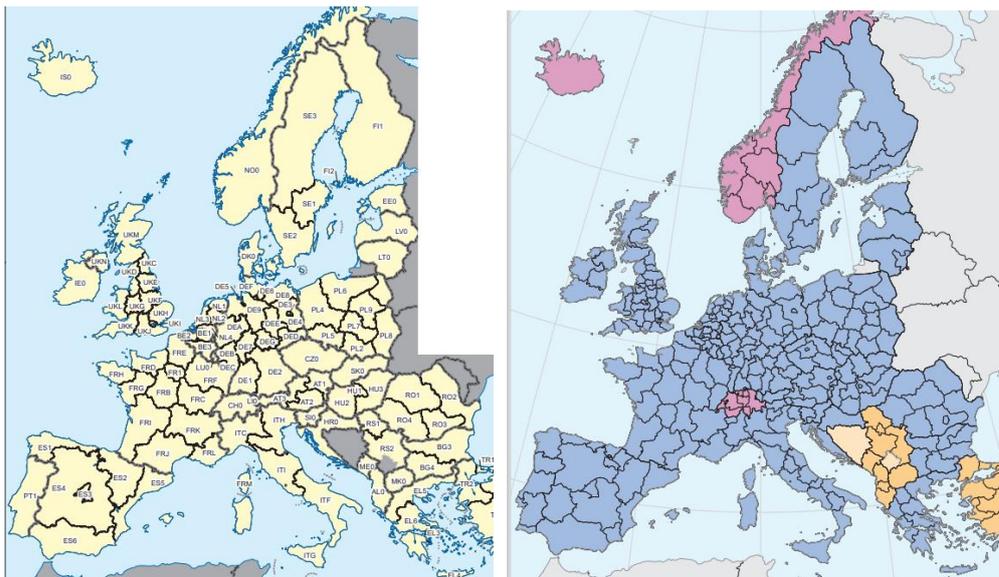
地理的範囲としての「地域」を対象としている。Eurostatの定めている「地域」とはNUTS²と呼ばれる3段階に分類された地理的範囲である。具体的にはEU加盟国の全域が、広域のNUTS1、中域のNUTS2、狭域のNUTS3の3「地域」に分割区分されている。

図1: EurostatによるNUTS1~3の地域区分とその関係図



出典: Eurostat ウェブサイト
 (<https://ec.europa.eu/eurostat/documents/345175/501899/framing>)

図2: NUTS1(広域:左)とNUTS2(中域:右)の区分

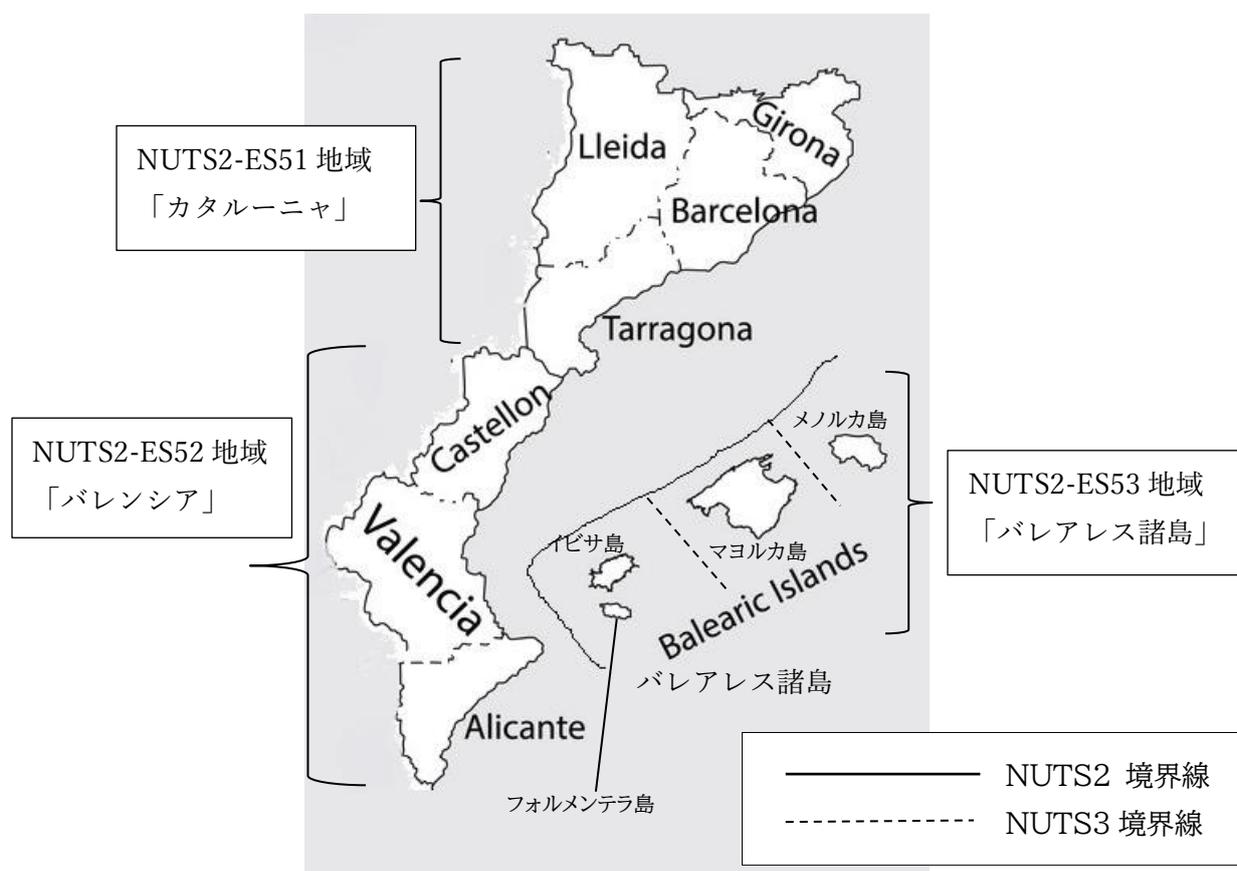


出典: 図1に同じ(左: <https://ec.europa.eu/eurostat/documents/345175/7451602/2021-NUTS-1-map.pdf>, 右: <https://ec.europa.eu/eurostat/documents/345175/7773495/NUTS2-regions-2016-EU28-EFTA-Enlargement.png>)、ただし筆者が若干の加工を施している。

² フランス語の nomenclature d'unités territoriales statistiques(統計地域単位分類)を略したもの。

本稿のケーススタディとなるバレアレス諸島の場合、NUTS1 としてはバルセロナなどスペイン東部地中海沿岸地方と併せた「東部(Este)」地域とされ(NUTS1-ES5)、NUTS2が当該諸島のみからなる「バレアレス諸島(Illes Balears)」地域(NUTS2-ES53)、NUTS3 ではマヨルカ島(NUTS3-ES532)、メノルカ島(NUTS3-ES533)、イビサ・フォルメンテラ両島(NUTS3-ES531)という島単位で分けられた「地域」となっている。

図3: Eurostat によるスペイン NUT1 の「東部(ES5)」地域とその下位区分地域



Eurostat を参照し筆者作成

(<https://ec.europa.eu/eurostat/documents/345175/7451602/2021-NUTS-3-map-ES.pdf>)

このように分類自体は Eurostat が行っているものであるが、地名や区分は EU 発足以前から当該加盟国の地方区分として歴史的に存在していたものを踏襲したものである。大方の加盟国において NUTS3 が県単位、NUTS2 が州単位、NUTS1 については小国の場合国全体で一つの地域としているところもあるが、複数の州をまとめた区域とするケースが多いことが分かる。フランスのアルザスやプロヴァンス、イタリアのトスカーナ、ドイツのバイエルンなど、日本人にも聞いたことがあるヨーロッパの地方名が「地域」なのである。よって NUTS の地域の多くが歴史的な地域名称と区域を踏襲しており、当然ながら住民の多くがその地域に対して強い愛着やアイデンテ

ィティを抱くということになろう。いずれにしても、ヨーロッパの「地域」とは、「国家」よりは狭小ではあるものの基礎自治体(市町村)よりは広域であること、歴史性を有することで近代国家成立以前は当該地域が諸侯伯領や領邦、公国であったという事例に枚挙に暇がない。地域アイデンティティの強固さはこの歴史性によるものであろう。

第2節 ヨーロッパにおける地域主義とは

1)「地域主義」の言説

このため、ヨーロッパにおける「地域主義」とは、上述した国よりも地理的範囲は狭いものの、それよりも長い歴史を有し、住民のアイデンティティも強固である「地域」の優先性を掲げる動きや思想、ということができ、またその要求を突きつける対象は EU ではなくそのほとんどが既存の国民国家、すなわちネーション・ステートである。このことから、地域主義とは「地域」からネーション、あるいはステートに対する何らかの主張、またはその主張を効果的に伝えるための運動や闘争、と見ることができる。

「地域主義」を冠する政党や政治運動組織は、1890 年にスペイン北西部サンチャデコンポステラで結成された「ガリシア地域主義協会(ARG)³」が最初である。創設者マヌエル・ムルヒア(1833-1923)はガリシア語や文化民俗の研究者であり、記者であり、政治活動家でもあり、ARG 創設前年には『ガリシア地域主義(El regionalisme gallego)』も刊行している。スペインではその後地域主義政党は見られないが、1970 年代フランコ独裁の終焉と新憲法制定のころから再び地域主義政党が見られるようになる(1976 年地域主義社会党(PSR)⁴、1978 年カンタブリア地域主義党(PRC)、1980 年レオン地域主義党(PREPAL)、1988 年グアダラハラ地域主義党(PRGU)、2011 年バレアレス諸島地域主義同盟(LRIB))⁵。

フランスではプロヴァンス地方の方言文学運動「フェリブリージュ」(1854 年創設)の活動が「地域主義」と称されることが多い。スペインよりも古いように思えるが、フェリブリージュの創設者や会員が自らの活動を当初からそのように表現したのではなく、この団体が発行した書物で最初に「地域主義」の語が用いられたのは 1890 年であり(PASQUINI[2013:419])、1911 年 9 月のブルジュ総会にてフランス共和国の地方分権を主張する宣言以降、「地域主義者」と自称するようになった(LA SALLE DE ROCHEMAURE[1911])。これまでは純粋な文芸運動であった同団体が政治的主張にも広げる転機であったが、あくまでも中央集権主義の是正、という行政的な立場であった。一方、方言文学運動はコルシカ島、アルザス、ブルターニュ、バスク地方などにも第一次大戦後拡がり、地元の教師や作家、詩人らによって「地域主義」として進められた⁶。こちらも戦後は「地域主義」言説が一旦なりを潜めるが、1960 年代以降別の潮流で「地域主

³ スペイン語で Asociación Regionalista Gallega、ガリシア語で Asociación Rexionalista Galega

⁴ スペイン語で Partido Social Regionalista、カタルーニャ地方に拠点を置いていた(ELP[77/03/16])。

⁵ 名称が「地域党(partido regional)」であるものや、綱領に「地域主義」を掲げる政党を含むともっと多数に及ぶ。

⁶ コルシカ島の戦間期地域主義については、拙稿を参照されたい(長谷川[1999])。ブルターニュ、アルザス、バスクについてはそれぞれ以下を参照(POSTIC et al.[2003], DENIS[2003], BIDART[2003])。

義」が台頭する。それは社会主義路線によりフランス中央集権主義を打破することで「地域」の解放と自立を説いたロベール・ラフォンの「地域主義革命」であった(LAFFONT[1967])。彼はフランス南部のオック諸言語圏をその一部に過ぎない「プロヴァンス」ではなく南仏全体を「オクシタニア」であり、パリを中心とする北フランスに支配された歴史とそれからの文化社会的解放を「革命」にて説いた(オクシタニズム)。ラフォンの地域主義思想は、1960年代後半、五月革命前後にコルシカ島出身のパリ在住学生や若者に共有され、地域主義運動組織「コルシカ地域主義戦線(FRC)」の結成につながる。

ヨーロッパの地域主義運動や思想についてここですべて詳述する紙面の都合がないため、先行研究事例(KEATING[1997,1998,2004], MAZZOLENI and MUELLER[2016],BERNARD[2022])を参照の上、地図化したものが図4である。

図4:地域主義運動や思想が見られるヨーロッパの「地域」(着色部分)



Geopolitical Future ウェブサイト上の地図を参照し、一部加筆修正した
(<https://geopoliticalfutures.com/area-with-strong-nationalist-tendencies/>)

2) 地域主義、自治主義、分離主義、民族主義の関係

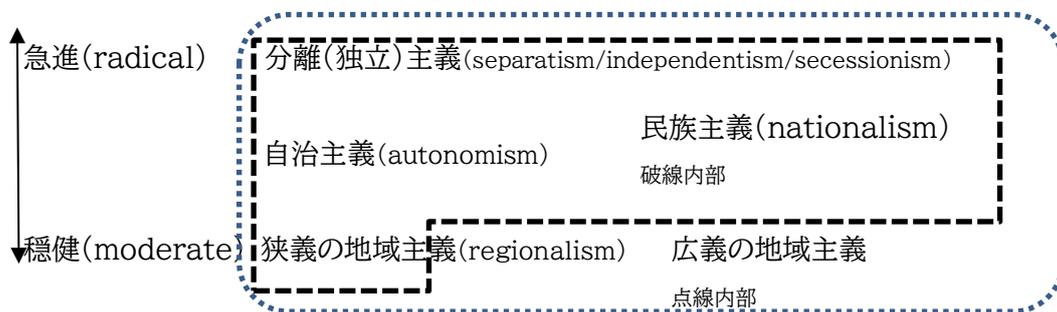
上図の諸「地域」の中には、既存国家からの分離独立を主張し、非合法的な武装闘争を交えて展開させてきた地域もみられる。スペインのバスクやカタルーニャ、北アイルランドやスコットランドなどである。それ以外にも「分離独立」ではないが、自地域を「民族」、あるいは「独自の人民」と掲げ、これを根拠に様々な特権を国家に要求する自治権運動が活発な「地域」も見られる。スペインの諸地域、フランスのブルターニュやコルシカ、イタリアのシチリア・サルデーニャ両島嶼地域、フィンランドのオーランド諸島などである。一国内の地域間対立により国家そのものの解消を叫ぶ勢力もある。ベルギーとイタリアの南北対立である。ベルギーは北部オランダ語圏のフランダース地域

と南部仏語圏のワロニア地域が 1960 年代以降言語を巡る対立を繰り広げ、国家機能がしばしば停滞している。イタリアの南北対立は言語文化というよりも南北間の経済格差による地域間葛藤である。「豊かな」北部諸地域からなる北部同盟(LN)が、「貧しい」南部諸地域との別国家「パダニア」樹立を掲げて一時はイタリアの連立与党政権の一翼を担った。

このようなヨーロッパ各国における特定地域の分離独立は、「地域主義」というよりは「分離主義」「独立主義」と称されることが一般的である。また、上述のように分離独立までは志向しないものの、島嶼地域中心に自治主義勢力も見られる。

こうした状況を「地域主義」という概念で一くりにできるかどうかは疑問が残る。ケルナルゲン(スイス・ローザンヌ大学・政治学)が指摘するように、マイノリティ・ナショナリズム(キーティング)、エスノナショナリズム(コナー)、エスニック・ナショナリズム(ブラス)、エスノ地域主義(デヴィンテルおよびテュルサン)、地域民族主義(キーティング)、周縁ナショナリズム(カブレラバレラ)、自治主義(セレール)など多種多様極まりない(KERNALEGENN[2017 :59])。だが、筆者はケルナルゲンの言う、「『地域主義』という用語はこれらの諸概念の中ではおそらくは最も弱い〔=穏健な一筆者注〕ものかもしれないが、最も一般的な概念でもある」(KERNALEGENN [2017 :59-60])に大方賛同する。しかし筆者はヨーロッパにおける「地域主義」には広義と狭義の意味があるのではないかと考え、「地域主義」に直接言及したり、あるいはその名を冠したりする組織や思想を狭義の「地域主義」としたい。そして自治主義や分離主義のうち「民族」や「人民」を掲げるものや、言語文化的主張を含むものについては「民族主義」とし、全体を広義の「地域主義」とする。そして本稿では以降、狭義の「地域主義」を対象とする。

図 5 :地域主義(広義・狭義)・自治主義・分離(独立)主義・民族主義の関係図



(筆者作成)

第 2 章 バレアレス諸島とその地域構造—地中海島嶼地域及びスペインにおける特殊性

第 1 節 地理及び歴史

1) 地理—特異な島嶼地域

バレアレス諸島はバルセロナ沖の地中海に位置するマヨルカ、メノルカ、イビサおよびフォルメン

テラ⁷の4主要有人島からなる。地中海の10島嶼地域⁸でバレアレスは総面積が最大の諸島地域である。バレアレス諸島は地理的に地中海の単独島嶼地域と諸島地域の性質を併せ持っている。地中海の単独島嶼はいずれも急峻な山塊に占められた地形が特徴であるが、バレアレス諸島については、最大の島であるマヨルカ島に同様の特徴が伺える。特に同島北部のトラムンタナ山脈はピレネーもしくはアルプス造山帯の海底部分・支脈と考えられ、標高1,000mを超える峰が連なり、冬季は冠雪も見られる。一方、同島の中南部や他3島は平地もしくは丘陵地でなだらかである。諸島最大の港湾都市パルマデマヨルカ〔以下、「パルマ」と記す〕もマヨルカ島中央部の低地にあり、イビサなど他の中小都市も主に平野部や沿岸部に位置する。

図6:バレアレス諸島



(Istock をもとに筆者が加筆修正した)

しかし、4島は面積や人口の規模はもとより、差異が際立っていて、域内でさほどの差異が見受けられない南北エーゲやイオニアなどの他の諸島地域と大きく違う。面積・人口ともにパルマのあるマヨルカ島が最大、一方、フォルメンテラ島が最小である。これに対して面積がほぼ同じメノルカ島とイビサ島で比較してみると、人口が多いのは後者の方であり、メノルカ島が農漁村的雰囲気が色濃い。対照的にイビサ島はかつてヒッピーやハウスミュージックなど独特の島外文化を受け入れ、スペインを代表するリゾート観光地となっており、都会的・国際的雰囲気が漂う。マヨルカ

⁷ バレアレス諸島の島名はスペイン語表記とする。イビサ島はカタルーニャ語では Eivissa (エイビッサ) となるが、同島住民は後述するようにスペイン語話者が多いことから、「イビサ」の島名が世界的に知られていることから、本稿でも原則「イビサ(島)」と表記する。一方、マヨルカ島はスペイン語でもカタルーニャ語でも Mallorca と表記されるが、スペイン語では「マヨルカ」「マジョルカ」「マリョルカ」の3通りの発音があるのに対し、カタルーニャ語は「マヨルカ」のみであるため、ここでは「マヨルカ(島)」と表記する。メノルカ島は「ミノルカ (Minorca)」と表記されることもあるが、スペイン語でもカタルーニャ語でも正式表記は Menorca である。また4島のうち東側2島(マヨルカ、メノルカ)をジムネシアス諸島 (Illes Gimnèsies/Islas Gimnesias)、西側2島をピティウザス諸島 (Illes Pitiüses/Islas Pitiusas) と分称することがある。

⁸ NUTS2 地域としてカウントした場合。独立国であるマルタとキプロスは国単位で「地域」となっている。それ以外にはクレタ、南エーゲ諸島、北エーゲ諸島、イオニア諸島(以上ギリシャ)、サルデーニャ、シチリア(以上イタリア)、コルシカ(フランス)、バレアレス諸島。

島も北部の山岳地域、中部の palma 都市圏、南部の丘陵地帯の農漁村と地域により多様な景観及び構造を形成している。

2) 歴史

一方歴史面では 4 島は比較的共通するところが大きい。より広範かつ汎欧州的な古代ギリシャ・ローマやその後のイスラムの影響については、ここでは割愛し、先史時代の巨石文明と中世のマヨルカ王国について概説する。この 2 要素がバレアレス諸島を特徴づけるものであるが、先史時代の巨石遺跡は地中海島嶼地域には共通してみられるもので、バレアレスに特有という訳ではない。サルデーニャ島にはヌラーゲ(nuraghe)、マルタ島にはジュガンティーヤ(Ġgantija)、コルシカ島にはトルレ(torre)と呼ばれる巨石構築物が見られる。類似の巨石構築物はバレアレス諸島各島にも見られ、現地では「タラヨ(talayot)」と呼ばれている。

画像 1:メノルカ島のタラヨ(左)とパルマの円形城



(筆者撮影(左)2018年2月16日、(右)2018年2月10日)

スペイン東部がアラゴン王国として統合するまでは、バレアレス諸島はパルマに王宮をいただくマヨルカ王国であった。とは言え、この王国はアラゴン王家からの「分家」であった。また、同諸島にのみならず、フランスの「北カタルーニャ」にあたるルシヨン地方も勢力下におさえていた。パルマやルシヨン地方の中心都市であるペルピニャンにはマヨルカ王国時代の宮殿や居城が見られる。12世紀半ばにアラゴン王家からの分家として成立するが、14世紀には後継者がなくなり再び諸島はアラゴン王家の統治下となる。アラゴン王国自体も18世紀にはボルボン朝のスペインへと統合される。バレアレスはコルシカ島やサルデーニャ島同様、地中海西部の他の島嶼地域同様に歴史的に独立の経験は有しているが、バルセロナを中心とするカタルーニャやアラゴンの影響も受けているといえるだろう。

第2節 非対称的複合国家スペインと島嶼地域の特殊性

1) スペイン国民・(少数)民族ならびに諸言語

フランコ独裁終焉後、立憲君主政に移行したスペインは新憲法により、スペインとは、単一不可分である「スペイン国民(nación española)」とともに、「(少数)民族(nacionalidades)」と

「地域(región)」の自治権が保証される平等かつ、多元主義的な国であると憲法(第 1 条1および第 2 条)で定められている。このうち、第二共和政時代に自治権を有していたバスク、ガリシア、カタルーニャの 3 州は、その歴史的経緯から、新憲法発効時に自治権が認定され(憲法第 151 条)、バスク、カタルーニャは 1979 年、ガリシアは 1982 年にそれぞれ個別の自治法を制定し、各々の自治法第 1 条にて「(少数)民族」であることが規定されている。また法律上の「(少数)民族」は、正式には「歴史的(少数)民族(nacionalidad historica)」と呼ばれるもので、すなわちカスティーリャとは異なる言語や文化、歴史性あるいはアイデンティティ等により規定される。

このうちカタルーニャ自治法では、第 6 条1において、カタルーニャ語がカタルーニャ自治州の「固有言語(lenga propia)」であること、州行政においては(他の言語よりも)「優先的に使用されるべき言語(lenga de uso preferente)」と、第 6 条 2 では、カスティーリャ語とともにカタルーニャの 2 公用語(dos lengas oficials)と定められている⁹。バスク自治法でも同様に第 6 条において、バスク語がバスクの固有語であり、カスティーリャ語とともに自治州公用語と規定されている。ガリシア自治州でもガリシア語とカスティーリャ語との関係について自治法第 5 条で規定されている。すなわち、バスク、ガリシア、カタルーニャについては、それぞれの「固有語」の存在が「(少数)民族」の根拠である。

2) 地域と自治州、その他の地方行政

また、新憲法はフランコ独裁時代の地方行政組織も少なからず変更が加えられた。独裁時代は基礎自治体(ムニシピオ municipio)を除けば 49 の「県(provincia, NUTS3 レベル)」しかなく、その長(県長官)は、独裁政府による官選であった。新憲法により県の上位(NUTS2 レベル)に 17 の自治州(communidad autonoma)が新設されている。自治州発足に伴い、単県州(マドリッド、アストゥリアス、ムルシア等)や島嶼州(カナリア諸島、バレアレス諸島)では県が廃止された。ムニシピオと県との間に行政体として「郡(コマルカ comarca)」を置く自治州(設置には自治州法による制定が必要)もある。県やコマルカには審議会が設置され、住民の選挙により選出された代議員により審議がなされる。現スペインの地方行政制度においては、以下のような地域構造となる。

市町村(Municipio) — 郡(Comarca) — 県(Provincia) — 自治州(Comunidad Autonoma)

↳ EU における LAU¹⁰ 単位

↳ EU における「地域」単位

3) 非対称性複合国家

EU 加盟国で「自治州」を置くのはスペイン以外にイタリアとポルトガルがある¹¹。イタリアは 20

⁹ この 2 言語以外には、フランスとの国境、ピレネー山脈の北麓にあるアラン渓谷で使用されている「アラン語(南仏語であるオック語の一つ)」も「固有語」であり「公用語」と規定されている(第 6 条 6)。

¹⁰ Local Administrative Unit(地方行政単位)のことで、最小かつそれに次ぐ基礎自治体を指す(Eurostat ウェブサイト <https://ec.europa.eu/eurostat/web/nuts/local-administrative-units> より)。

¹¹ フランスのニューカレドニア及び仏領ポリネシア、デンマークのフェロー諸島・グリーンランド、フィンランドのオ

州のうち、自治州は言語(少数民族)や島嶼である 5 州に限られる。ポルトガルも 2 島嶼(アゾレス諸島、マデイラ島)のみが自治州であるのに対し、スペインは全てが自治州であり、ドイツやオーストリアの州(land)、ベルギーの言語共同体(Communauté linguistique)・州(région)並みの権限を有するため、スペインは連邦制国家に近いとも言える。しかし、独逸ベルギーとは異なり平等主義的な連邦制とは言い難い。

それは Nacionalidad の規定とこれに基づく各自治州の公用語規定である。フランコ独裁前の第二共和政ではバスク、カタルーニャ、ガリシアがこの規定を受けていた。一方、1978 年の新憲法において Nacionalidad の定義はなされているが、どの「地域」の住民がそれなのかについては規定がなく、それぞれの自治州が定める自治憲章(Estatuto de autonomia)により規定することとなっているが、明確な Nacionalidad と規定しているのは独自の言語を有する上述3民族である。また自治憲章ではそれぞれの自治州の公用語を定めることができ、下記の地図のようにスペイン語以外の言語を公用語としている自治州もある。

図 7: スペインの自治州公用語



注*アラン語はピレネー山中のアラン溪谷のみで公用語

出典: Matices (<https://www.matices-magazin.de/archiv/98-spanien/division-linguistica/>) 筆者により一部加筆修正している。

以上から地域の観点から見たスペインの統合形態は、連邦制というよりも「非対称的な複合統合(Asymmetric Integration, SCHAURPF[2009]MARIS and SKILAS[2020])」である。

ーランド諸島も自治権を有する地域ではあるが、デンマーク及びフランスの自治領は「EU 域外」であり、オーランド諸島は EU 域内で自治権を有するが、「州」ではなく、厳密に言えばフィンランド大陸部の「県(maakunta)」に相当するので、ここでは触れない。

4) 諸島自治州とその特殊性

スペイン国家の非対称的な複合統合は、nacionalidad や公用語だけで不十分であり、カナリア諸島、バレアレス諸島両自治州の特殊性について言及することが必要であろう。

①スペイン憲法における「島嶼性」

カナリアとバレアレスの特殊性については、1978年新憲法の第138条1において、国土の均衡発展と連帯を促進させる目的(憲法第2条)から、「国は島嶼性に起因する諸状況(circunstancias del hecho insular)に特段の注意を払う」という規定が根拠となる。Hecho insular が具体的に何を指すのかは憲法だけでは分からないが、これをもとに策定された1983年2月のバレアレス諸島自治憲章第61条には「島嶼性(insularidad)」と明記されている。カナリア諸島自治憲章は前年の1982年に策定されているが、本文ではなく、経過的付帯事項(disposiciones transitorias)の第四項2(Cuarta Dos)に「島嶼性に起因する負担(el costo de la insularidad)」とある¹²。

②上院議員選出における「島嶼枠」

憲法第69条はスペイン上院に関する諸規定である。同院は有権者による直接選挙(第69条1)で、県を選挙区とし各県4名選出することが規定されているが(同条2)、諸島自治州においては、島嶼評議会やカビルドを単位とする1名の議員選出という特例(同条3)が設けられている。島嶼評議会やカビルドは後述するように各有人島単位で置かれているもので、すなわち諸島自治州は県ではなく、島嶼単位で少なくとも1名の議員が選出できるという「島嶼枠」が設けられている。

③島嶼評議会およびカビルド

もう一つは、この憲法規定による地方制度改革・民主化の過程で、両島嶼州は「県¹³」の代わりに、島ごとの「島嶼評議会(consell insular)¹⁴」の設置が認められた点(憲法第141条4)である。カナリア諸島では主要7島に、バレアレス諸島については既述の4島に置かれる審議組織である。この島嶼評議会は、バレアレス諸島においてはマヨルカ島については旧県庁ならびに県参事会の、メノルカ、イビサ島では旧郡(コマルカ)役所の、もともと一つのムニシピオであったフォルメンテラ島では市役所・役場(ayuntamiento/ajuntament)の代わりとして機能し、島ごとに権限や機能に差異がある。

¹² 1996年の改正憲章にて第29条にこの文言が明記されている。

¹³ フランコ時代は、バレアレス諸島県、カナリア諸島についてはテネリフェ県とラスパルマス県の2県があったが、新憲法制定後、「県」は新設自治州に吸収される形で廃止され、現在では両諸島において「県」(の名称や番号)は選挙区や自動車登録番号としてのみ使用されている。

¹⁴ 「島嶼評議会」はバレアレス諸島の名称で、カナリア諸島の同等組織は「カビルド(Cabildo)」と称される(スペイン憲法第69条3)。

以上の点から、スペイン国家の非対称的統合の複合性をより明らかにするためには、自治州制度やnacionalidad、公用語のみならず、カナリア・バレアレス両諸島州の「島嶼性」に基づく特殊性も考慮されなければならない。そのうえで、カタルーニャ主義とバレアレス地域主義との関係について、以降考察する。

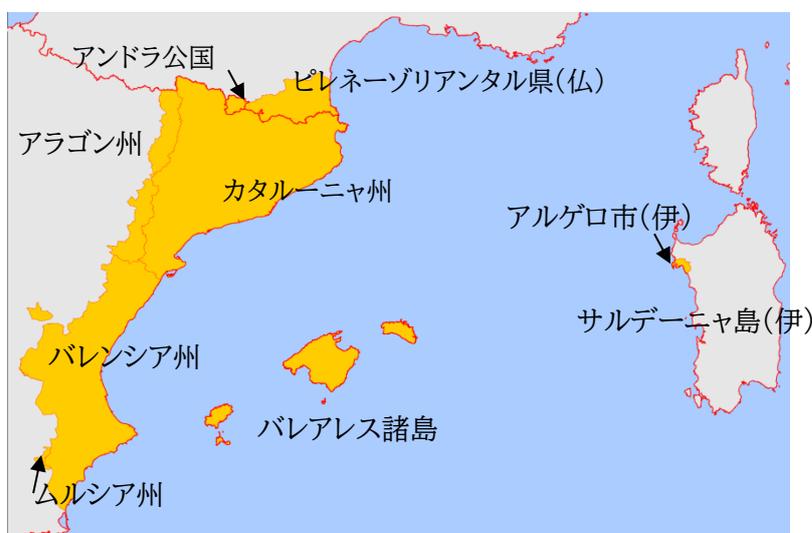
第3章 カタルーニャ主義とカタルーニャ語

第1節 「カタルーニャ諸邦」とカタルーニャ主義

カタルーニャ語を「固有語」とするスペインの自治州は、カタルーニャ、バレアレス諸島にアラゴン州、バレンシア州がある(いずれも全域ではなく一部地域)。法的な規定はないものの、ムルシア州のごく一部地域もカタルーニャ語である。さらにスペイン以外では、アンドラ公国、フランスのピレネーゾリアンタル県、イタリアのサルデーニャ島西北部の港町アルゲロ市が伝統的に、あるいは現在もカタルーニャ語使用地域とされ、これらを総称して「カタルーニャ世界(los Países Catalanes, カタルーニャ語では els Països Catalans)」と呼んでいる。

また、これらの地域から移民という形で中南米諸国の幾つかの大都市圏においても、カタルーニャ語使用空間が見られる。特にアルゼンチンには数十万人のカタルーニャ語話者が居住し、主要都市にはカタルーニャ関連の文化施設や団体が置かれ、さらに近年にはアルゼンチンからカタルーニャへの「還流」(逆移民)現象も見られるなど、両者の関係が維持あるいは強化されてもいる。

図 8:カタルーニャ諸邦(黄色はカタルーニャ語が伝統的に、あるいは現在も何らかの形態で使用されている地域)



(筆者作成)

しかしながら、ラテンアメリカのカタルーニャ語空間は、「カタルーニャ諸邦」には含まれず、

Comunitats catalans de l' Exterior(域外のカタルーニャ諸共同体)と称される。「諸邦」とラテンアメリカ等における Comunitats catalans を総称する概念としては、カタルーニャ自治州政府が 1991 年州法により提唱する catalanitat(カタルーニャ性)などが挙げられるが、カタルーニャ語話者に広く定着しているとは言いえない。しかし欧州側の Països Catalans を狭義の「カタルーニャ語圏」、ラテンアメリカ等を含めた世界のカタルーニャ語話者・地域・共同体の集合体を広義の「カタルーニャ語圏」と称することは可能であろう。

第 2 節 カタルーニャ主義と統一運動

カタルーニャ語使用圏を一つの共同体として統一しようという「カタルーニャ主義(カタラニスム el catalanisme)」の動きが 19 世紀前半からバルセロナを中心に台頭する。当初は「ルネサンス(文芸復興 la Renaixença)」と称される文化運動が主体であった。これは、当時欧州各地で広まっていたロマン主義とフランス南部での「プロヴァンス方言」の文芸活動「フェリブリージュ」の影響を受けた(MITJANA[2020 :52])カタルーニャ語の言語研究と復権、あるいはカタルーニャ語の文芸(文学、詩吟)、カタルーニャ地方に見られる伝統文化(サルダーナ舞踏等)の復興再生普及等の文芸運動であった。このカタルーニャ・ルネサンスが政治運動化するのが 1880 年代である。この時代の直前、ドイツとイタリアが近代国家として統一を果たしているが、ドイツ帝国はゲルマン語圏であった仏領アルザスを併合する一方、統一イタリアはフランスに割譲したサヴォイア領(ニース含む)やオーストリア帝国にとどまっていたティロル南部を「イタリア語圏」と見做し、将来の回収対象地域として要求する¹⁵。1882 年バルセロナでカタルーニャ主義を掲げる政党「カタルーニャ・センター(Centre català)」が結成され¹⁶、1887 年には同党の主要創設者らにより『カタルーニャ憲章(Los fueros de Cataluña)』が制定され、「諸邦(paisos)」という表現はまだ見られないものの、第 1 篇「カタルーニャ領土ならびにカタルーニャ人について」の第 1 条では、「カタルーニャ国民はカタルーニャ語を話す諸人民の集結体である。その領土はルシヨン、セルダーヌを含むカタルーニャ、バレンシアならびにマヨルカ両王国からなる」とし、第 2 条ではカタルーニャ、バレンシア、マヨルカを「三民族(Los tres pueblos)」であると見做し、「三民族は一つの政治構成体を有するカタルーニャ国民であり、アラゴン王国との間で国家連合を構成する」と述べられており(COROLEU y PELLA[1878 :26])、この領域はサルデーニャ島のアルゲロ市を除くカタルーニャ諸邦に相当する。

一つの言語領域に合わせて一つの政治体(国家)を持つという主張は、イタリア王国統一時に見られた領土回収主義(イッレデンティズモ)に見られたものだが、19 世紀後半のカタルーニャ主義にもそれが見て取れる。すなわちカタルーニャ主義の中心地であったカタルーニャのバルセロ

¹⁵ 公式に未回収の領土の占領・回収・併合を宣言するのは、ファシスト政権発足後の 1920 年代である。その際、ドゥーチェ(総統)直属の機関として「領土回収局」が設置され、地域毎に第 1 課～第 5 課が配置される。対象地域は概ね、モナコを含む旧サヴォイア王領(仏サヴォワ地方・ニース)、オーストリア領となっているティロル地方のアルプス南側地域、コルシカ島(仏領)、ダルマチア地方を中心とするアドリア海東岸(ユーゴスラビア領)・アルバニア、アフリカのリビア及びエチオピア、ソマリア(一部は既にイタリア植民地となっていた)であり、課毎に対象地に「工作員」を派遣、地域住民に対する宣伝や懐柔活動を行っていた。

¹⁶ 1888 年には組織の拡大・再編を伴い、「カタルーニャ連盟(Lliga de Catalunya)」に改組している。

ナから見ると、バレンシアやマヨルカ(=バレアレス諸島)、そしてフランス側のルシヨン及びセルダーナは、カタルーニャ語を話す諸人民が暮らす「カタルーニャ国民(Nació Catalana)」とみなし、かつこの領域を統括する政治的なカタルーニャ共同体の樹立を目指す動きである。無論、当時のカタルーニャ主義における「政治的共同体」には、スペイン国内で自治権を求めるものや、統一カタルーニャ国家としての独立まで多様なものであった。

一方、近年のカタルーニャ独立主義は、「カタルーニャ諸邦」や「カタルーニャ国民」ではなく、あくまでもその中の狭義のカタルーニャ自治州のスペイン国家からの分離、そして EU 加盟国としてこれまでスペイン下で保持していた諸権利を引き続き維持する、というものである。第二次大戦以降、言語領域と政治共同体の同一性を指向する動きはヨーロッパにおいては、領土回収主義、すなわちファシストや全体主義、右翼的、すなわちフランコ主義(el franquismo)と同じ図式となることから、その後の現代カタルーニャ主義は「カタルーニャ諸邦」から公式には距離を置いている。

第3節 「カタルーニャ諸邦」における言語状況

「カタルーニャ諸邦」とは先述した通り、カタルーニャ語が何らかの形で話され使用される地域の総称であるが、その使用状況は地域により異なる。

1)カタルーニャ自治州におけるカタルーニャ語

次にカタルーニャ自治州である。フランコ独裁時代はこの言語を公的な場所にて使用することを禁止されていて、それは逆に、フランコがカタルーニャ人のカタルーニャ語への愛着の高さは、スペインの統一性を危うくしかねないものとして恐れていたことの表れである。フランコ死後、新憲法のもとでカタルーニャ語はカスティーリャ(スペイン)語カタルーニャ自治州の公用語となったが、州内の学校ではカタルーニャ語教育を受けることが義務となっているなど、カタルーニャ語優遇措置が垣間見られる。

カタルーニャ人の反カスティーリア(反スペイン)感情は高く、それは1992年当州のバルセロナにて開催された五輪でも明確に表れた。例えば、放送や場内アナウンスは4言語で行われたが、スペイン語は最後であった(最初にカタルーニャ語、次にフランス語、3番目に英語)。また開催中は場内や市内至る所に赤と黄色の横縞模様の「カタルーニャ旗」は見られたが、スペイン国旗はほとんど見られなかった(事情を知らない日本など外国選手団のみがスペイン国旗を持っていた)。また、2010年にカタルーニャ州は「闘牛禁止法」を成立させ、2011年を最後に自治州内での闘牛興業を廃止した。闘牛はもともとスペイン全国ではなく、カスティーリア地方やアンダルシア地方などで盛んな興業であったことから、この禁止措置もカタルーニャの反カスティーリア感情から来たものだとされている。

2)カタルーニャ自治州以外の「諸邦」における言語使用状況

①アンドラ公国

ピレネーの山間に位置し、面積が横浜市ほど小国であるアンドラ公国は、カタルーニャ世界において最もカタルーニャ語の使用頻度が高く、かつそれに対する愛着が強い。アンドラは唯一国家単位でカタルーニャ語が公用語となっている。一方、学校ではフランス語やスペイン語の教育も行われていて、住民はカタルーニャ語を母語としながらも、フランス語やスペイン語も使用可能であり、商店や観光関係においては、仏語・西語が多く実用されることもある。

②バレンシア

カタルーニャ自治州の南側の地中海沿岸に位置するバレンシア(3 県からなる)は、カタルーニャ語とされる言語の使用頻度は高いが、バレンシア州では、当該言語を「カタルーニャ語」とはせず「バレンシア語」としており、これは、バレンシア州自治法¹⁷においても第 6 条で、バレンシア州の固有語は「バレンシア語(el valenciano)」であり、カスティリア語とともにバレンシア州の公用語と規定している。言語学的にはカタルーニャ語は大きく東部方言(カタルーニャ州、フランス・ピレネー・ゾリアンタル県、アンドラ公国部分)と西部方言(アラゴン州、バレンシア州部分)、島嶼諸方言(アルゲロとバレアレス諸島部分)に分けられ、カタルーニャ州のカタルーニャ語とは「異なる方言」とするようであるが、バレンシアにおいては別言語と見なす傾向が強く、同自治法においても、自らをカタルーニャ人ではなく、バレンシア人(Pueblo Valenciano)と規定しているように、カタルーニャに対する離反傾向が強い。

③フランス(北カタルーニャ)

フランスではルションならびにセルダヌ地方に該当するピレネー・ゾリアンタル県のほぼ全域がカタルーニャ語圏(Catalanophonie)とされる。フランスでは憲法第 2 条でフランス語のみが共和国の言語とされ、カタルーニャ語は公用語ではない。一方で住民の一部からのカタルーニャ語要求も見られ、1996 年には公文書をカタルーニャ語で表記することを禁じた県知事に反発した市民グループと県庁都市であるペルピニャン市¹⁸の関係者が県庁を取り囲むデモも行われた(EXP[01/10/11])。

フランス各地には「地域語(langue régionale)」と称される言語があり、同県のカタルーニャ語もこれに該当するが、スペインやアンドラ公国、そして後述するイタリア・アルゲロ市とは異なり、法的な地位は何も付与されていない¹⁹。一方、ユネスコの「消滅危機言語」に「深刻な危機(橙色)」としてオック語など多くの地域語が指定されている中で、同県のカタルーニャ語については何も指定されていない²⁰。他方で、フランスの他の地域語よりは小中高生の学習者数やその比率は高い

¹⁷ Ley Orgánica 1/2006, de 10 de abril, de Reforma de Ley Orgánica 5/1982, de 1 de julio, de Estatuto de Autonomía de la Comunidad Valenciana (バレンシア州の自治の地位に関する 1982 年 7 月 1 日の組織法第 1982-5 号を改正する 2006 年 4 月 10 日の組織法第 2006-1 号)

¹⁸ 同市は 1993 年に市名を仏語のペルピニャン(Perpignan)に加え、カタルーニャ語のペルピーニャラカタラーナ(Perpinya la Catalana)を併記することを決議している。

¹⁹ 全体としての地域語については、フランス共和国憲法第 75 条1にて、それが「フランスの文化遺産に属する」という規定があるが、カタルーニャ語について法的に言及したものではない。

²⁰ ユネスコの消滅危機言語の盲点として、①国境を超えて隣国にも広がる言語について、その隣国において実

とされ、1981年に発足した民間文化団体「ブレソーラ(Bressola)」がカタルーニャ語教育ならびにカタルーニャ語での他教科授業を実施している。公立小中高校の一部でも「地域語・地域文化」科目としてカタルーニャ語を教育するところもあれば、同県唯一の国立ペルピニャン大学でもカタルーニャ言語文化コースが設けられている。カタルーニャ語教員養成体系はあるものの、実際のところフランス側だけでは教員数が足りず、スペイン側から国境を超えて教師が教えに来るなどの交流も生まれていて²¹、カタルーニャ語が同県とスペイン側との新たなコミュニティ形成のきっかけになっていると言えるだろう。

④イタリア

イタリアではサルデーニャ島西北部(サッサリ県)にある港湾都市アルゲロ(人口約5万人)が、カタルーニャ語の「飛び地」として知られている。サルデーニャ島はイタリア語の他、同島固有の言語サルデーニャ語も使用されており、同市はサルデーニャ語ではサリゲラ(s'Alighera)、カタルーニャ語ではラルゲー(1'Alguer)と称される。同じロマンス系諸言語ではあるが、他のロマンス語には見られない特徴がサルデーニャ語とカタルーニャ語には共通してみられるとされ、国は違いますが両言語での意思疎通は可能だという。同市はまたカタルーニャ語圏の都市と姉妹提携しており、カタルーニャ語圏への愛着も見られるという。市旗もカタルーニャ旗(セニェーラSenyera)である。14世紀半ばからアラゴン王家やその後のスペイン王家がこの地を支配し、周囲の攻撃から防御として城郭を築いている。1720年にサヴォイア家がこの都市を支配統治するが、カタルーニャの言語文化は引き続き維持され、現在に至っている。

アルゲロのカタルーニャ語は「ラルゲー」語とも呼ばれている。ユネスコの消滅危機言語によれば、この言語は「危機(黄色)」であるとされ、すなわち「世代間の継承が困難にあり、放置しておくで消滅する危機がある」状況である。一方、周囲のサルデーニャ語なども同様の状況として指定されているので、特段ラルゲー語だけが深刻という訳ではない。だが消滅危機にある状況には変わりなく、現在、アルゲロ市では市内公立学校でのカタルーニャ語教育の実施について検討を行っている²²。

一方、法的には1999年の「歴史的言語少数派の保護に関する規定」(1999年12月15日法律第482号)の第2条により、「カタルーニャ語」が他のイタリア国内少数言語とともに、イタリア共和国憲法第6条の規定(「共和国は特別な規定により言語少数者を保護しなければならない」)

際に危機的状況にあっても指定されない、②消滅危機にない言語や使用人口から有力な言語であっても、たとえばアメリカ・ルイジアナのケージャン・フランス語などは「フランス語」とみなされているのか、実際は高齢者以外は話されない状況にあるにもかかわらず、消滅危機として指定されていない。

²¹ 2004年時点での調査によるが、同県プラド市にあるブレソーラ校での同団体代表とカタルーニャ語担当教師とのインタビューによる。また2014年時点でも同様の越境教育が行われている(PEIX[2015:17-39])。

²² Comune di Alghero ウェブサイトの En Alguerés-Il catalano di Alghero entra nelle scuole のページ(<https://www.comune.alghero.ss.it/it/novita/news/EN-ALGUERES-IL-CATALANO-DI-ALGHERO-ENTRA-NELLE-SCUOLE/>)およびSardegna, ieri, oggi, domani ウェブサイトの Alghero: al via le richieste di attivazione dell'insegnamento del Catalano のページ(<https://www.sardegnaierioggi domani.com/cultura/alghero-al-via-le-richieste-di-attivazione-dell'insegnamento-del-catalano/>)参照。

に基づく保護措置を講じられるべき「(歴史的)少数言語」と指定されている。

第4節 バレアレス諸島の言語状況

1)公式にはカタルーニャ語だが、実際はマヨルカ語

バレアレス諸島においては、法的には「カタルーニャ語」が公用語であると明記され、かつ前述したように「他のカタルーニャ語圏との交流」促進をうたっていることから、バレンシアほど離反傾向は見られない。ただし、島民たちの多くは自ら話しているのは、「カタルーニャ語」ではなく、「マヨルカ語」(mallorquin、マヨルカ島民の場合)だ、というケースが多い。バレアレス諸島大学(UIB)の地理学教授は、週に一度、バルセロナの大学で講義を行うが、講義の言語はカタルーニャ語ではなく、スペイン(カスティリア)語であるという。その理由は、この教授がマヨルカ島の山岳地方に生まれ、ずっとそこで育ってきたのでマヨルカ語なら普通に話す、これはバルセロナのカタルーニャ語とは異なっていて、マヨルカ語で講義しても学生は理解できない、というものであった²³。他島についても同じように自分たちの言語はカタルーニャ語ではなく、メノルカ語、イビス語などという風に答える可能性が高い。

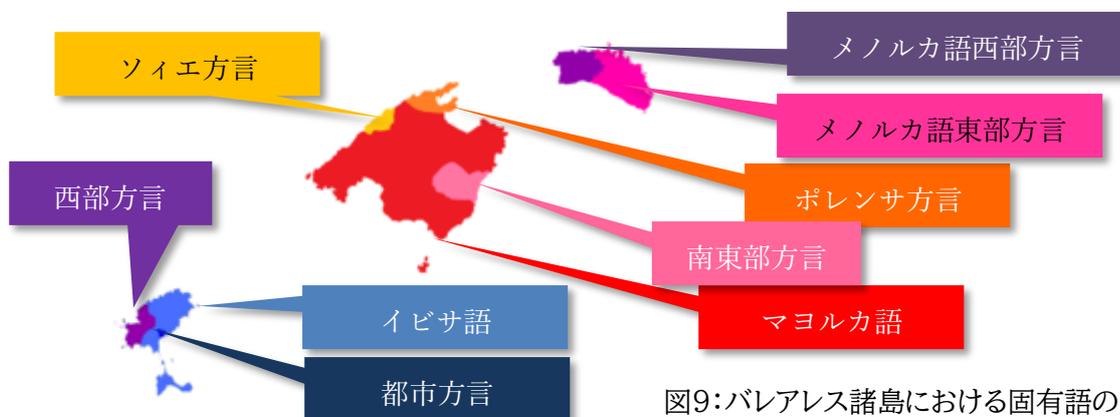


図9:バレアレス諸島における固有語の変種

(http://www.canalsocial.net/GER/ficha_GER.asp?id=6831&cat=Geografia を参照し長谷川作成)

2)住民構成と言語

現地に滞在すると、諸島内ではカスティリア語とカタルーニャ語の二言語主義が徹底されていないことが伺える。諸島自治政府や島嶼評議会などの公的機関はカタルーニャ語だけの表記が目立つ(スペイン政府関連施設は二言語が多い)。一方、民間の商店などは、カスティリア語、カタルーニャ語いずれかだけの表記がほとんどであり、カスティリア語だけの看板も多数見かける。都市部や観光地となっているビーチ近辺ではこの傾向がさらに大きくなる。

バレアレス諸島政府とバレアレス諸島大学が 2014 年に全島民を対象に実施した言語調査

²³ 2018年2月10日、バレアレス諸島大学キャンパス(パルマ市郊外)でリナス教授とのインタビューによる。

(Enquesta d'usos lingüístics a les Illes Balears 2014)をもとに言語状況について概説すると、まず、島民の第一言語(llengua inicial、生まれて最初に身につける言語)は、カスティリア語(48.6%)の方がカタルーニャ語(37.9%)よりも多い。それ以外の外国語も 9.9%と島民の 1 割に達している²⁴。島嶼別にみると、マヨルカ島都市部(パルマ市)とイビサ島(これには最小のフォルメンテラ島も含む)でカスティリア語の比率が高く(それぞれ 53.9%、58.9%)、マヨルカ島郊外および農村山岳部とメノルカ島ではカタルーニャ語の比率が高く(それぞれ 46.8%、52.0%)²⁵なるという対称的な状況が観察できる。都市部や観光地では母語、第一言語がカスティリア語となる傾向が見られる。また、外国語の比率もこれらの地域では高く、パルマ市 12.4%、イビサ島 12.0%である。アイデンティティを感じる言語や普段話す言語についても、上記と同じような状況が伺える(下表参照)。

表 1:アイデンティティを感じる言語は(%)

言語	諸島全体	マヨルカ島	パルマ市	同島残部	メノルカ島	イビサ島
カタルーニャ語	40.5	41.3	33.2	48.4	54.0	28.0
カスティリア語	47.0	45.4	52.0	39.6	39.7	60.3
上記 2 言語	4.6	4.9	5.9	4.1	3.1	3.9
他の言語	7.9	8.4	9.0	7.9	3.1	7.8

(Enquesta d'usos lingüístics a les Illes Balears 2014, p.60 を参照し筆者作成。フォルメンテラ島はイビサ島に含む)

表 2:普段話す言語は(%)

言語	諸島全体	マヨルカ島	パルマ市	同島残部	メノルカ島	イビサ島
カタルーニャ語	36.8	37.3	27.9	45.6	53.5	23.9
カスティリア語	49.9	48.6	56.4	41.7	36.7	65.5
上記 2 言語	10.3	10.9	13.4	8.7	7.7	8.6
他の言語	2.9	3.2	2.3	4.0	2.1	2.1

(Enquesta d'usos lingüístics a les Illes Balears 2014, p.61 を参照し筆者作成。フォルメンテラ島はイビサ島に含む)

母語、愛着(アイデンティティ)、実用(普段使用)という三段階で考察すると、マヨルカ都市部・イビサ島ではカスティリア語の比率が高く、それ以外はカタルーニャ語の比率が高いが、実用段階になるとさらにカスティリア語の比重が高くなり、特にパルマ市とイビサ島でこの傾向が強く見られることが分かる。

²⁴ Enquesta d'usos lingüístics a les Illes Balears 2014, p.59.

²⁵ Ibid., マヨルカ島全体ではカスティリア語 47.7%、カタルーニャ語 38.6%、その他の言語 10.1%である。

また、若年層ほどこの傾向が強く、65 歳以上の高齢者ではカタルーニャ語とカスティリア語の比率はそれぞれ 53-57%、32-37%とカタルーニャ語が第一言語であり、愛着を感じ、普段使用する傾向が高い。しかしそれより若い世代については、逆転している(カタルーニャ語 29-42%、カスティリア語 44-58%)。ただし、15-29 歳の若年層に関して言えば、バレアレス政府の言語政策もあって、カタルーニャ語の復権傾向が見られる(カタルーニャ語 34-39%、カスティリア語 49-52%)²⁶。

小括—カタルーニャ諸邦とカタルーニャ語に対する各地域の反応

本章にて述べた言語状況から、カタルーニャ主義がかつて掲げていた「カタルーニャ諸邦」とカタルーニャ語については、カタルーニャ自治州とそれ以外の地域とで認識その他に差異が見られることが明らかになった。ここで再度、地域別にこれらの状況について下表にてまとめる。

表 3:カタルーニャ諸邦各地域における言語状況

地域	公用語	日常語	カタルーニャ語使用状況
カタルーニャ自治州	スペイン語・カタルーニャ語	カタルーニャ語	日常使用
バレンシア	スペイン語・バレンシア語	バレンシア語	「バレンシア語」として日常使用
アンドラ	カタルーニャ語・スペイン語・フランス語	カタルーニャ語	日常使用
ルシヨン	フランス語	フランス語	学校教育で使用
アルゲロ	イタリア語(・サルデーニャ語・カタルーニャ語)	イタリア語 サルデーニャ語	学校教育で使用を準備中
バレアレス諸島	スペイン語・カタルーニャ語	マヨルカ語*	「マヨルカ語」として日常使用

*他島でも「マヨルカ語」と称されるのか、それとも「メノルカ語」「イビサ語」など島名を冠する言語名で称されるのかは、2018 年の調査では不詳だった。

第 4 章 カタルーニャ・ナショナリズムとバレアレス諸島

ここでは、カタルーニャ「諸邦」に見られるカタルーニャ主義と現今見られるカタルーニャ民族主義、それとバレアレス諸島の「地域主義」との関係について、これまでに分析した言語状況をもとに考察する。

2017 年カタルーニャ自治州のスペインからの分離独立を宣言し、両政府は EU を巻き込んだ闘争となった。その後、憲法規定に基づきスペイン政府はカタルーニャ自治州政府の権限と自治州議会の機能を停止させ、独立を宣言した自治州首相はベルギーに亡命したことからこの闘争はひとまず区切りがついた。しかしその後スコットランドでは英国からの分離独立を問うレファレンダムが実施されるなど、欧州各地にこの余波は続き、2022 年のロシアによるウクライナ侵攻の動因

²⁶ 数値はいずれも *Ibid.*, p.65

の一つになっているとも言える。

カタルーニャ自治州のこの動きは、「カタルーニャ・ナショナリズム(nacionalismo catalán, nacionalisme català)」と呼ばれることが多い。また、「カタルーニャ主義(catalanismo, catalanisme)」という表現があり、前者はカタルーニャ自治州のスペインからの分離独立を意味するのに対し、後者は「カタルーニャ諸邦」の連携あるいは統合を謳うものである。2017年に問題となったのは前者のカタルーニャ・ナショナリズムであったが、カタルーニャ自治州にはカタルーニャ主義を目指す動きもくすぶり続けている。無論、独立に反対の勢力もバルセロナなど都市部にあり、カタルーニャ人をみな独立主義者としてみなす傾向に懸念を抱いている。

こうした対岸の動きに、バレアレス諸島は呼応しているわけではない。カタルーニャ独立に関して多様な反応を示している点を踏まえて、バレアレス諸島について述べてみたい。

第1節 地中海島嶼地域比較—コルシカ島のケース

まず、コルシカ島。コルシカ島は「カタルーニャ諸邦」ではないが、13世紀末から14世紀にかけ、アラゴン王国がコルシカ島を統治した時期がある。これはコルシカ島の穏健統治者であるピサ共和国と強圧的支配者であるジェノヴァ共和国の推移期である。コルシカ史において「最も暗い」のは14世紀から18世紀に至るジェノヴァ支配時代で、サンピエルやパオリという反ジェノヴァ闘争の主導者は、今でもコルシカでは英雄視されている。一方で、ピサやアラゴンに対するコルシカ人の評価は高い。特にアラゴンに対しては、コルシカの民族旗でありシンボルでもある「テスト・モーラ(ムーア人の横顔)」は、もともとアラゴン王家の紋章であることから、特別な親近感を抱いている。こうしたことから、2017年秋にはカタルーニャの独立を支持する落書きがコルシカ大学のキャンパスなどで見られ、コルシカ執行評議会のシメオニ評議長が支持や連帯の声明を出すなど(フランス大統領府はカタルーニャ独立に反対すると宣言している)、親カタルーニャ・ナショナリズムの傾向が見られる。しかし、民族主義政党所属の現在のコルシカ執行評議長も、コルシカ議会のタラモニ議長もコルシカが独立に直ちに向かうことはない、と明言している。カタルーニャの独立には理解し支持はするが、自らはその後を追わない、ということである。

第2節 近代までのバレアレス地域主義

バレアレス諸島の歴史的経緯を踏まえると、バレアレス諸島がカタルーニャ同様のスペインからの独立を目指すナショナリズムが過去見られたとは考えにくい。バレアレス諸島を拠点としたマヨルカ王国は、対岸のバルセロナに拠点を有するアラゴン王国に併合されたからだ。スペイン併合後も島内で政治的な独立運動は起こらなかった。

では、「地域主義」と称される動きについてはどうであったのか？これは先述のレナイシャンサ(カタルーニャ・ルネッサンス)の中で芽生えた文芸運動であった。レナイシャンサ自体は19世紀前半のカタルーニャ地方やバルセロナが中心であったが、この影響はバレアレス諸島、とりわけマヨルカ島のパルマにも及んだ。「バレアレス地域主義の父(padre del regionalismo balear)」と称される人物として、ミゲル・デルス・サンツ・オリベル(Miquel dels Sants Oliver, 1864-

1920)、ギイェム・レイネス・イ・フォント(Guillem Reynés i Font, 1877-1918)として挙げられる(DDM[20/01/18],ULH[22/09/29])。19 世紀中はホセ・マリア・クアドラードに代表されるカタルーニャ語での文芸や詩作、あるいはカトリックに関する活動が中心であったが、次第にマヨルカ島の文化的特性に傾斜してゆく。さらに 20 世紀になると政治化する。ジャーナリスト作家ミケル・デルス・サンツ・オリベルは、スペインにおけるバレアレス諸島の「自治」を語るようになり、1917 年、政治組織「マヨルカ地域主義センター(Centre Regionalista de Mallorca)」が建築家ギレム・フォルテサ・イ・ピニャにより設立される。だが、この組織は、当時の地域主義がカタルーニャ民族主義との連携関係にあったことから、スペイン自由党に合流し、わずか 2 年で姿を消す。その後も戦間期には地域主義的な雑誌や新聞が諸島内でいくつも刊行されていたが、フランコ独裁政権発足により姿を消す。

戦後、再度地域主義が芽生えるのは、コルシカやサルデーニャ島など地中海の他の島嶼やスペインのもう一つの島嶼地域であるカナリア諸島と比してかなり遅い 1990 年代後半である。政治組織「バレアレス人民連合(UPB,Unió d'es Poble Baléà)」がメノルカ島で設立される。地域主義を掲げるが、これはスペイン政府に対する異議申し立てではなく、むしろカタルーニャ主義に対する異議申し立ての傾向が強い。

バレアレス諸島自治州議会(Parlament de les Illes Balears)の現在の議席配分において、地域主義政党の勢力は極めて小さい(50 議席中 3 議席)。現在 El PI(Proposta per les Illes、諸島への提唱)という会派であるが、この会派自体が 2012 年にそれまで地域主義の中核であった「バレアレス諸島地域主義連盟(Lliga Regionalista de Balears)」と他の小規模な地域政党、あるいはバレアレス諸島や各島嶼の独立を掲げる急進的組織の合従により形成されたもので²⁷、その綱領には「地域主義」という表現は見られず、地域文化・アイデンティティ、遺産の保全、ローカリズム(municipalisme)と島嶼性(insularita)を基盤とする自己統治モデルの確立と、4 島の島嶼間関係の再構築などを重要項目としている²⁸。なお、2018 年現在議会の多数を占めているのは、バレアレス諸島人民党(PPIB)、バレアレス諸島社会党(PSIB)、「メス・ペル・マヨルカ(MPM)」などで、PPIB・PSIB はスペイン全国政党(スペイン人民党・スペイン社会党)と緩い連携関係を有する地域政党であり、MPM はエコロジーを掲げるバレアレス独自の地域政党である。このような主力政党も左右の路線の違いはあれ、地域主義的綱領を掲げているし、中にはカタルーニャ主義的な主張をもつものもある。総じていえば、バレアレス諸島における政治は、路線の違いはあれ、地域主義的主張を持っており、El PI と大きい差異があるわけではなく、わざわざ地域主義を政党や会派の名称にするまでもない、ということであろう。

第3節 バレアレス諸島の自治と人民

バレアレス諸島はバスクなど 3(少数)民族とは異なり、戦前に自治権が付与された権限がなく、

²⁷ *El Mundo* 紙 2012 年 11 月 2 日付記事(«La formación de Jaume Font y Josep Melià se denomina Proposta per les Illes»)。

²⁸ EL PI 党規約第 3 条(<http://el-pi.com/estatuts/>)

スペイン 1978 年憲法が発効してしばらくした 1983 年に、憲法手続きに則る形で自治法が制定された。それによると、バレアレス諸島は、カタルーニャとは異なり「(少数)民族」という規定はなく、「それ(独自)の歴史的アイデンティティ(su identidad histórica)」を「スペイン国民の統一性の中で有する人民」と第 1 条にて規定している。一方、第 3 条でカタルーニャが諸島の「固有語」であり、カスティーリャ語とともに「公用語」であるという規定があり、この点ではカタルーニャ自治州に同じであるが、バレアレスではさらに、「この 2 言語は等しく同じであり、いずれか一方の言語により差別されることはない」という踏み込んだ規定があり、これは州行政機関においてはカタルーニャ語が優遇されるというカタルーニャ自治州とは異なっている。

しかし、バレアレス自治法は 2007 年に改正され、第 1 条1で「マヨルカ、メノルカ、イビサ、ならびにフォルメンテラ島は歴史的(少数)民族を構成する」と 1983 年自治法の「歴史的アイデンティティ」よりも一歩踏み込んだ規定となり、「バレアレス諸島自治州」の名称は、カタルーニャ語の Illes Balears のみを正称とした(第 1 条 2)。さらに第 3 条には「島嶼性(insularidad)」項目が新設され、「本自治法は、[バレアレス諸島]自治州の島嶼性を保護する」という規定が付けられた。さらに島嶼性については、「特別な保護を享受するに値する差別的な事象(hecho diferencial y merecedor de protección especial)」と説明され、大陸自治州との自然条件、地理的条件による超克しがたい制約を島嶼性の定義としていることが解される。さらに同条第 2 項において、「[スペイン]憲法の範囲内で、自治州間連帯の原則にのっとり、かかる事象から生ずる経済的あるいは他のいかなる形態の不均衡を是正するために必要な措置を各公共機関は保障する」という文言も加わった。

言語規定は改正自治法では第 3 条から第 4 条に移された。このことは、バレアレス諸島は「島嶼性」を「言語」よりも重視する姿勢を示したものである。2 言語公用語であり、いずれの言語も差別されない平等規定は当初からの規定に変化はない。しかし第 5 条には、「バレアレス諸島と言語文化的関連性を有する諸地域(vínculos lingüísticos y culturales con las Illes Balears)との意思疎通、文化交流、協力を[バレアレス諸島自治州政府は]促進する」という規定が新設された。

以上の過程から、バレアレス諸島はスペインにおける「(少数)民族」と規定できるが、戦前の共和政時代から自治権を有していたイベリア半島部のガリシア、バスク、カタルーニャとは異なり、言語の相違による民族性ではなく、島嶼性による民族性と規定していることが分かる。①島嶼性規定とバレアレス諸島が「歴史的アイデンティティ」から「歴史的民族」への移行が同時期であることと、②言語が民族の根拠とするのであれば、バレアレス諸島の固有語がカタルーニャであるので、バレアレス諸島はカタルーニャと同じ民族となってしまうことから、バレアレス諸島は島嶼であることで、カタルーニャと同じ言語を固有語としながらも「異なる民族」と言いたいのであろう。第 5 条の「バレアレス諸島と言語文化的関連性を有する地域」とは具体的にどこかは明示していないが、「固有語」を同じくするカタルーニャ自治州は当然含まれよう。要は、バレアレス諸島はカタルーニャとはスペインにおける異民族であるが、同言語を固有語としておりこのために「特別な関係」である、ということがうかがえる。

まとめ カタルーニャ主義とバレアレス地域主義との葛藤

以上の考察から、バレアレス諸島における「地域主義」は、スペイン・ナショナリズムに抗するものではなく、むしろ、カタルーニャ主義のある一面に抗するものであると結論できる。ただしこの「一面」とは具体的にどの部分であるのかについて説明することは困難を極める。「カタルーニャ諸邦」を構成する他の地域と比較することで代替としたい。

まずは、カタルーニャ主義自体が二つの要素を持つ、ということである。一つはバルセロナを中心とするカタルーニャ自治州の独立を究極目的とするナショナリズムである。これに対しては、2017年および18年の現地調査も踏まえて論ずるならば、カタルーニャ自治州以外のカタルーニャ諸邦地域も地中海の他の島嶼地域も、「カタルーニャ自治州の主張は理解し尊重はするが、自地域はカタルーニャ自治州のような分離独立には否定的」であり、2017年のカタルーニャ独立宣言の精神は否定しないが、それに乗じて自地域も独立しようとすることは一切ない」という姿勢である。すなわち狭義の「地域主義」は分離独立主義に対して距離を取っている、ということになる。

カタルーニャ主義のもう一つの側面は、カタルーニャ諸邦の「統合主義(unionisme)」で、この統合は言語文化や芸術的な同一性を掲げる程度のものから、政治的統合にまで及ぶ。本論でも指摘したように戦後はファシズムや領土回収主義との同一視を恐れてこの見方は非主流的となったが、近年のカタルーニャ自治州の独立の影響を受けて「諸邦」についての言及もまた高まってきた。フランス側の「北カタルーニャ」の地域主義の高揚はこれに呼応したものと言えるであろう。一方、バレンシアの「地域主義」は明確な反カタルーニャ統一主義の表れである(ELP[19/04/15],RAMOS[2021],SANCHO-LLUNA[2017])。これは「ブラベロ主義(blaverismo/el blaverisme)」と称される1970年代に生じた保守的、排外的傾向を有するポピュリズムである。言語面においても「バレンシア語」と称される言語は言語学的にはカタルーニャ語とそれほど違うものではないが、ブラベロ主義が高まった1980年代以降、バレンシアではこの言語を「カタルーニャ語」ではなく「バレンシア語」と公式に称するに至るほど、カタルーニャ主義に対する地域主義の反発が大きい。

一方、北カタルーニャでは、2017年のカタルーニャ独立に対しては、当時の現地紙など見る限りは「冷めた」見方をするものが多かったが、同地域を「北カタルーニャ(La Catalogne Nord/Catalunya del Nord)」と称されることについては、同地域に相当するフランス語の県名「ピレネーゾリアンタル」や、当該地域の一部にしか該当しない「ルション」よりもむしろ肯定的・積極的であり、当地の地域語も「カタルーニャ語(le catalan/el català)」と専ら称される(「ルション語」のような表記は一切ない)。よって、北カタルーニャの地域主義は革命以来のフランスの中央集権主義「ジャコバン主義」には否定的であり、かつフランス南部を「オクシタニア」という一つの言語文化圏とみなし、極端な場合はフランス南部を北部とは別個かつ北仏に歴史的に抑圧された「ナシオン(国民=民族)」だとするオック語主義(オクシタニスム)とは距離を取り、カタルーニャ主義には呼応する地域主義だと言えるだろう。

これらカタルーニャ諸邦の他の地域に比して、バレアレス地域主義がカタルーニャ主義に対してどのような関係であるのかについてはより複雑なものと言える。その理由はバレアレスという「地域」が島嶼地域であり、諸島地域であるという地理的特殊性による。特にコルシカ島やサルデーニャ島とは異なり単独島嶼ではないバレアレスは、その多島性により、内部対立や葛藤が否定できないということと、もう一つは地中海島嶼地域の「島嶼性」に見られる EU および既存国家への依存傾向である。多島性による内部対立とは、パルマという大都市を有するマヨルカ島と他島との葛藤、文化的に他島と異なるイビサ島と他島との対立関係であるが、本稿ではこれについてこれ以上考察する余裕がないため、ここではこれ以上触れない。「島嶼性」とは、バレアレス諸島に共通してみられるスペイン国家ないし EU への積極性・親近性であって、この点で前者には否定的であるカタルーニャ主義とバレアレス地域主義とは正反対と言える。

最後に、カタルーニャ主義に対するバレアレス地域主義との関係を総括する。歴史的にはマヨルカないしはバレアレスの地域主義がカタルーニャ主義と一体となって特に文化面において発展してきた経緯がある。一方で、マヨルカ王国としての独立の歴史やバレアレス諸島民の一部にカタルーニャ語を「マヨルカ語」などと称し、「バルセロナの言語とは違う、通じない」と主張する人も見られる点などを踏まえれば、「葛藤」の一言で要約されよう。

参考文献

- COROLEU, José y PELLA Y FORGAS, José(1878), *Los fueros de Cataluña*, Administracion San Pablo, 767 pgs.
- BERNARD,Guillaume (2022), « Régionalisme et identitarisme en Europe – L’ancrage des particularismes dans la vie politique en Europe », *Géostratégique*, No.56, pp.209-218.
- BIDART,Pierre(2003), « Héritage, dynamique et tension au Pays basque français », *Ethnologie Française*, Vol.33, pp.443-450.
- European Parliament(2017), *Nota informativa :Estudo para a Comissão REGI - A situação económica, social e territorial dos Açores (Portugal)*(DG IPOL Departamento Temático B – Políticas Estruturais e de Coesão Autora: Filipa Azevedo, administradora de investigação Parlamento Europeu PE 601.971 Abril 2017)
- DENIS,Marie-Noële(2003), « Le dialecte alsacien : état des lieux », *Ethnologie Française*, Vol.33, pp.363-371.
- GONZALEZ PEREZ, Jesús et SOMOZA MEDINA, José(2004), «Territorio e inmigración en España. Análisis de casos en Palma de Mallorca y León», *Revue européenne de géographie*, 274, pp.1-20.
- 長谷川秀樹(1999)「コルシカ地域・自治主義運動の展開と『コルシカ方言』の形成」西川長夫・渡辺公三ほか編『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房,pp.455-476.

- ISTAC(Instituto Canario De Estadística)(2015), *Canarias en Cifras*.
- KERNALEGENN,Tudi (2017), « Le régionalisme.Quelques pistes théoriques pour une analyse cognitive », *Civitas Europe*, No.38, pp.59-84.
- KOLODNY, Emile-Yerahmiel(1966), «La population des Iles en Méditerranée», *Méditerranée :Révue géographique des Pays Méditerranéens*, 7-1, pp.3-31.
- 黒崎岳大(2016)「太平洋諸島フォーラムと『地域主義』構想」ジェトロアジア経済研究所『アジア研ワールド・トレンド』第 244 号、pp.4-7。
- LA SALLE DE ROCHEMAURE, Duc de(1911), *Régionalisme et Félibrige*, Imprimerie moderne, 82 pgs.
- LAFFONT, Robert(1967), *La révolution régionaliste*, Gallimard, 250 pgs.
- MARIS, Georgios and SKILAS, Pantelis(2020), European integration and asymmetric power: dynamics and change in the EMU, *European Politic and Society*, Vol.21, pp.634-639.
- MAZZOLENI, Oscar and MUELLER, Sean(ed.)(2016), *Regionalist Parties in Western Europe*, Routledge, 208 pgs.
- MITJANA, Josep Pich(2020), « Federalisme i/o catalanisme», *Catalonia*, No.26, pp.49-68.
- 大賀 哲(2010)「国際政治学における地域主義研究の動向と課題—東アジア地域主義論についての予備的考察」『九州大学法政研究』第 77 卷 1 号、pp.65-141。
- PASQUINI,Pierre(2003), « De la tradition à la revendication : provincialisme ou régionalisme ? », *Ethnologie Française*, Vol.33, pp.417-423.
- PEIX,Rita (2015), *Enseignement du catalan et plurilinguisme*, Presses universitaires de Perpignan. 344 pgs.
- POSTIC, Fañch *et al.*,(2003), « Reconnaissance d' une culture régionale : la Bretagne depuis la Révolution », *Ethnologie Française*, Vol.33, pp.381-389.
- RAMOS,Miquel(2021), La extrema derecha regionalista valenciana, MARTINEZ-LOBO(dir.), *La derecha radical en el Estado español :De los neocòn a los neonazis*, Rosa Luxemburg Stiftung Oficina de enlace Madrid, pp.260-271.
- SALKAZANOV,Nadine et VIENOT, Alain(1980), «La Corse en mutation», *Economie et Statistique*, 123, pp.23-34.
- SALVA TOMAS, Pere A.(2011), «Immigration dans les Baléares : impacts socioculturels sur la société», *Migrations Société*, 134-135, pp.95-107.
- SANCHO-LLUNA, Juan Luis(2017), *Los orígenes históricos del anticatalanismo de la transición valenciana (1976-1982): Tradición, resistencia y reacción*, Tesis doctoral de Universitat de Valencia, 443 pgs.

SCHARPF, Fritz W.,(2009), The Asymmetry of European Integration:or why the EU cannot be a “Social Market Economy”, *The Transformative Power of Europe: KFG Working Paper*, No.6, Freie Universität Berlin, pp.3-35.

SREA (Serviço Regional de Estatística dos Açores) (2011), *Censos 2011 :Resultados Preliminares*,

玉野井芳郎(1979)『地域主義の思想』農山漁村文化協会、全 313 頁。

渡部和男・増島 健(2019)「中南米における地域主義の新しい波—太平洋同盟(The Pacific Alliance)」『神戸大学国際協力論集』第 26 巻 2 号、pp.1-16。

現地紙の文中表記は、略号と日付[西暦年下 2 桁/月/日]にて掲示している。

DDM=Dinario de Mallorca 紙(マヨルカ島の日刊紙)

ELP=El País 紙(スペインの日刊全国紙)

EXP=L' Express 誌(フランスの週刊報道誌)

ULH=Ultima Hora 紙